

H23.4.27～

## 平成 23 年東北地方太平洋沖地震に伴う 労働基準法等に関するQ&A 第3版】

東北地方太平洋沖地震に発生により、被害を受けられた事業場方に対し心よりお見舞い申し上げます。

また、被害を受けられた事業場においては、一日も早い復旧をと願っております。

さて、この度の地震発生により事業の継続が困難になり、又著しく制限される状況がみられるところです。また、被災地以外に所在する事業場においても、原材料や製品等の流通に支障が生じるなどを行っています。

このため、賃金や解雇等の労働者の労働条件について使用者が守らなければならない事項等労働基準法の一般的な考え方について、厚生労働省がQ&Aに取りまとめましたのでご参考にして下さい。

詳しくは

栃木労働局ホームページ <http://tochigi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/> にアクセスし、「労働基準法に関するQ&A」からご覧ください。

なお、具体的なお相談など詳細はお近くの都道府県労働局又は労働基準監督署にお尋ねください。